



豊新だより

第27号

水利施設整備事業 河内第6 機場地区



平成29年度、県営事業により完成した河内第6 機場

改良区の概要 (平成30年5月31日現在)

組合員数	4,112人
受益面積	4,027.0 ha
総代数	60名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	11名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男

理事長新任挨拶

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金男



新年度にあたり、組合員の皆様へ、ご挨拶申し上げます。日頃より、土地改良区の運営並びに土地改良事業推進に、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、任期満了に伴う改選により、理事長に就任いたしました。未熟ではありますが初心を忘れず、改良区の発展のため努力すると共に、役員、総代、組合員の皆様と対話をもつて努力しますことをお誓い申し上げます。

また、茨城県南農林事務所をはじめ、茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様には、ご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

農家を取り巻く情勢は、相変わらず厳しく、農用地の集約化を図り、担い手への集積を推進している状況です。

管内の事業実施状況におきましては、利根町文地区の利根西部地区ほ場整備事業が平成30年度採択を目指しており、関係者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

県営かんがい排水事業早井地区は順調に事業が進んでおり、地盤沈下対策事業豊田南2期地区は完了いたしました。老朽化が進んでいる施設は団体営維持管理適正化事業等により順次改修する予定でございます。

今後も経常経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、健全な運営の推進に努め、役員一丸となり、業務運営にあたってまいりますので、よろしくお願いいたします。

理事長退任挨拶

増田 照樹



退任挨拶

組合員の皆様には、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

このたび4月12日付を以つて理事長の職を退任致しました。平成24年に就任以来、職務を全うさせていただきました事、心より厚く御礼申し上げます。これからは理事として、土地改良区の運営を図って参りますので、組合員の皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

ごあいさつ

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 大塚 正美



稲敷土地改良事務所の大塚でございます。昨年度に

引き続きどうぞよろしくお願

いたします。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村の環境は、米価の低迷、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農業水利施設の老朽化、農地の集積・集約化の遅れなど、様々な課題に直面しております。

このような中、本県農業をさらに発展させていくため、県といたしましたは平成29年12月に「新しい茨城づくり政策ビジョン」を策定いたしました。「革新的な産地づくり」や「経営感覚に優れた経営体の育成」等を進めてまいります。

また、土地改良事業につきましては平成28年度から「第8次土地改良5カ年計画」に基づき、各種施策に取り組んでおります。特に、農業農村整備事業につきましては、「みんなで創ろう！強く元気な いばらきの農業農村」をスローガンに、ほ場の大区画化をはじめ、基盤



整備を契機とした担い手への農地集積、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策、多面的機能支払交付金を活用した農地や排水路等の保全管理、さらには東日本大震災や関東・東北豪雨災害等の自然災害を教訓とした防災対策などを進めてまいります。

当事務所では、今年度も水田農業を支える生産基盤の整備や老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を中心とした県営事業等に取り組んでまいります。しかしながら、今年度の予算につきましても、農業水利施設の更新・補修に関する事業が特に厳しい状況となっております。このため、土地改良区の皆様のご要望を関係機関へつなぎ、事業が円滑に展開できますよう、更に努めてまいります。

農業農村を取り巻く環境は厳しいものがありますが、当事務所としましては、農業・農村が維持発展できますよう、職員一同取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ごあいさつといたします。



茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 小沢裕市



昨年度に引き続きまして、土地改良事業団体連合会

南事業所長を務めることになりました小沢でございます。本年度もよろしくお願い致します。

豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化など様々な課題に加え、人口減少や少子高齢化

に伴う国内市場の縮小、貿易自由化の動きなど、今後も厳しい環境が予想されます。

さて、昨年九月に改正土地改良法が施行され、担い手への農地の集積・集約に向け、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設、更には、耐用年数を超過した農業水利施設を増加に伴う突発事故への対応など、農業競争力の強化に向けた施策が展開されております。

このような中、近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずること等が盛り込まれた「土地改良法の一部を改正する法律」が本年三月の国会に提出されました。今後の改良区運営に大きく影響することが見込まれます。

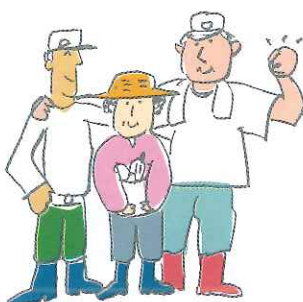
また、農業従事者の減少や、農村の混住化が今後ますます進んでいくことが見込まれる中で、将来にわたり農業水利施設を適正に維持管理していくため

には、土地改良区の体制強化と、適時、適切な補修及び管理が必要となっております。

その土地改良事業を推進し、基幹的農業水利施設等を維持管理している土地改良区は、農村環境の保全をはじめとして、その存在意義は、更に高まっております。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であるということ踏まえながら、会員の皆様と一緒に、なつて本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。



平成三十年度

通常総代会開催

平成三十年三月二十日通常総代会が開催されました。総代五十六名(定数六十名)の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 大塚所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、大野佳美総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

▽平成三十年度 通常総代会提出議案 ▲

第一号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第四号議案

県営利根西部地区土地改良事業(区画整理)の施行申請について

第二号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第五号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区事業計画について

第三号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算(案)について

第六号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに、賦課徴収方法について

第七号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区役員報酬について

第八号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区事業資金借入について

第九号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

第十号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出予算(案)について

第十一号議案

平成三十年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計一時借入金について

第十二号議案

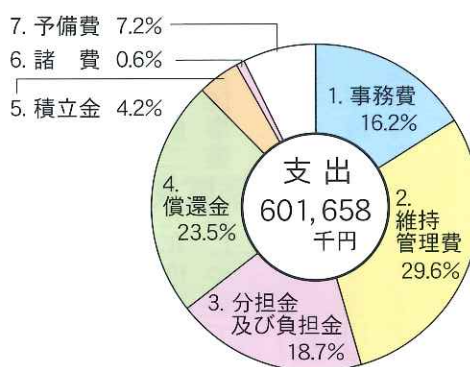
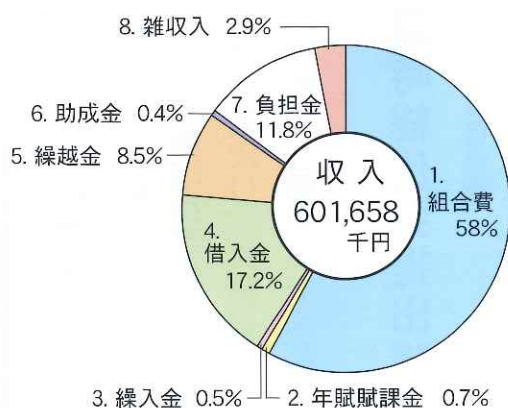
豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について



平成30年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	348,894,000	1. 事 務 費	97,426,000
2. 年 賦 賦 課 金	4,427,000	2. 維 持 管 理 費	178,169,000
3. 繰 入 金	2,700,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	112,229,000
4. 借 入 金	103,700,000	4. 償 還 金	141,073,000
5. 繰 越 金	50,886,000	5. 積 立 金	25,500,000
6. 助 成 金	2,520,000	6. 諸 費	3,700,000
7. 負 担 金	71,231,000	7. 予 備 費	43,561,000
8. 雑 収 入	17,300,000		
計	601,658,000	計	601,658,000



平成30年度一般賦課金 8,700円/1,000㎡

- ・ 經常賦課金 6,600円/1,000㎡
- ・ 特別賦課金 2,100円/1,000㎡

期 別	賦 課 額	納 期
一 期	2,900円	5月31日
二 期	2,900円	10月1日
三 期	2,900円	11月30日

平成30年度 年賦償還金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最終年度
1	パイプライン堂前	11,000円	7月31日	平成30年度
2	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	7月31日	平成48年度

平成30年度 特別会計賦課金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県営利根北部	1,000円(經常) 2,250円(償還金)	7月31日
2	県営利根西部	1,100円(經常)	12月28日

臨時総代会開催

平成二十九年十月十八日臨時総代会が開催されました。総代五十名（定数六十名・欠員二名）の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 大塚所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、大野佳美総代が選出され、全七号議案が原案どおり、可決されました。

平成二十九年 臨時総代会提出議案

第一号議案

平成二十八年豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書の承認について

第五号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算(案)について

第二号議案

平成二十八年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算の承認について

第六号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区事業計画について

第三号議案

豊田新利根土地改良区会計細則の一部改正について

第七号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区特別会計収入支出予算(案)について

第四号議案

豊田新利根土地改良区角崎旧事務所跡地処分について

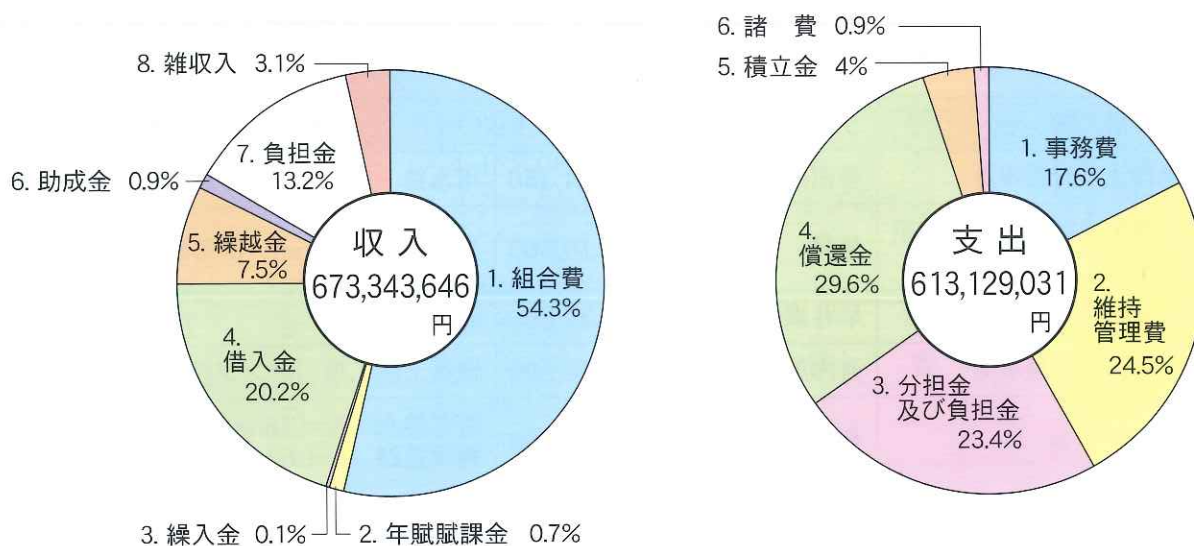


平成28年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	365,721,827	1. 事 務 費	107,729,597
2. 年 賦 課 金	4,365,500	2. 維 持 管 理 費	150,622,825
3. 繰 入 金	500,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	143,330,522
4. 借 入 金	136,311,000	4. 償 還 金	181,361,428
5. 繰 越 金	50,511,304	5. 積 立 金	24,560,000
6. 助 成 金	5,894,205	6. 諸 費	5,524,659
7. 負 担 金	89,062,342		
8. 雑 収 入	20,977,468		
計	673,343,646	計	613,129,031

収入支出差引残金60,214,615円は、平成29年度へ繰越



平成28年度 特別会計決算報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
1. 県営利根北部地区	54,714,416	49,118,375	5,596,041
2. 基幹水利施設管理事業	14,510,000	14,510,000	0
3. 県単かんがい排水事業古河林地区	10,200,000	10,200,000	0
4. 基本財産積立金	209,124,760	0	209,124,760
5. 地区除外決済金積立金	106,400,214	0	106,400,214
6. 職員退職給与積立金	112,005,267	46,546,200	65,459,067
7. 公車購入積立金	6,839,508	0	6,839,508
8. 国県営償還準備積立金	96,730,849	0	96,730,849

残金は、平成29年度に繰越

平成28年度 財産目録

(単位：円)

資 産		負 債	
流動資産	91,044,623	長期負債	1,185,073,862
特定資産	588,617,491	短期負債	588,617,491
固定資産	109,571,625		
計	789,233,739	計	1,773,691,353

平成 29 年度 管内事業実施状況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
県営地盤沈下対策事業	豊田南2期	64,350	用水路 L=144.3m
県営新農業水利システム保全整備事業	早井	10,865	用水路 L=41.5m、測量試験
県営かんがい排水事業	早井東部	21,550	測量試験
県営水利施設整備事業	河内第6	140,800	機场上屋工事、ポンプ設備
県営経営体育成基盤整備事業	利根北部	108,000	暗渠排水 A=13.6ha、 幹線道路 L=0.6km、区画整理付帯工
	利根北部2期	167,609	暗渠排水 A=20.1ha、 幹線道路 L=1.85km、区画整理付帯工
	利根北部3期	106,913	暗渠排水 A=11.6ha、区画整理付帯工
	利根北部4期	212,485	暗渠排水 A=33.6ha、排水樋管 1箇所
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	7,200	須藤堀機场上屋補修工事
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	17,200	十角排水機場 No. 2号電動機分解整備 十角排水機場 No. 4号電動機分解整備
県単かんがい排水事業	古河林	10,200	道路横断工布設替 3箇所



団体営基幹水利施設管理事業十角機場電動機分解整備



左：2号ポンプ 右：4号ポンプ



県営地盤沈下対策事業豊田南地区 用水路工



県営施設整備事業河内第6機場
機场上屋・ポンプ設備

新役員・総代

任期満了に伴い平成三十年二月二六日総代選挙、三月二十日に役員選挙を行い、次の方々が当選されました。

理事

平成三十年四月十三日役員会
が開催され、理事長・総括監事・
各委員長が選出されました。

- 本谷 秀夫 (利根町)
- 増田 照樹 (〃)
- 岩井 重喜 (〃)
- 石引 精一 (龍ヶ崎市)
- 寺本 信男 (〃)
- 椎名 勝則 (〃)
- 飯田 清美 (〃)
- 油原 久喜 (〃)
- 本橋 秀夫 (稲敷市)
- 柳池 正夫 (〃)
- 川村 敬司 (河内町)
- 野高 貴雄 (〃)
- 岡本 金男 (〃)
- 松本 勇 (〃)
- 諸岡 周示 (〃)

総代

- 長島 平衛 (利根町)
- 飯塚 勇一 (〃)
- 大野 秀夫 (〃)
- 蜂谷 和夫 (〃)
- 杉山 操 (〃)
- 小嶋 美伯 (〃)
- 片岡 秀男 (〃)
- 若泉 幸篤 (〃)
- 岡野 洋一郎 (〃)
- 岡野 幸助 (〃)
- 河村 忠雄 (〃)
- 寺島 一男 (〃)
- 木村 則男 (〃)
- 吉野 暢人 (〃)
- 関口 正勝 (〃)

- 理事長 岡田 金男
- 筆頭理事 油原 久喜
- 総括監事 北川 正一郎
- 総務・会計委員長 柳池 正夫
- 管理委員長 椎名 勝則

- 沼尻 忠美 (龍ヶ崎市)
- 染谷 正男 (〃)
- 高島 和義 (〃)
- 市沼 三雄 (〃)
- 鯉沼 清志 (〃)
- 大橋 貴一 (〃)
- 寺崎 正則 (〃)
- 山崎 幸男 (〃)
- 宮本 忠雄 (〃)
- 土屋 忠務 (〃)
- 中山 博司 (〃)
- 高野 博司 (〃)
- 横田 忠雄 (〃)
- 横井 左内 (〃)
- 永井 美佐夫 (〃)
- 小林 正夫 (稲敷市)
- 鴻巣 康夫 (〃)
- 鴻巣 行夫 (〃)
- 古山 典之 (〃)
- 足立 健一 (〃)
- 金田 健一 (〃)
- 油原 正男 (〃)
- 井野 進男 (〃)
- 宮本 武幸 (〃)
- 萩原 和廣 (〃)
- 岡野 輝夫 (〃)
- 荒井 裕一 (河内町)
- 石山 孝 (〃)
- 福智 正之 (〃)
- 大野 佳美 (〃)
- 大野 辰夫 (〃)
- 仲木 雅昭 (〃)
- 川村 久忠 (〃)

- 織原 康志 (〃)
- 杉山 隆男 (〃)
- 信嶋 求實 (〃)
- 飯塚 凡夫 (〃)
- 大古 好夫 (〃)
- 山本 文則 (〃)
- 上中山 盛司 (〃)
- 野中 潤一 (〃)
- 小更 法男 (〃)
- 大竹 清男 (〃)
- 萩原 明生 (〃)
- 秋山 岩徳 (〃)
- 雑賀 善徳 (〃)

四年間よろしくお願ひします

事務局人事

退職

長 益代さん (総務課長)

三月三十日付

昭和五十六年より勤続

林 義二さん (管理課長)

三月三十日付

昭和五十五年より勤続

長い間ご苦勞様でした。
今後のご活躍をお祈りいた
します。



次のようなときは土地改良区に手続きをして下さい

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を会計課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出して下さい。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用下さい。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出て下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

届出のない場合は、土地改良区の台帳は変更されません。

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意下さい。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき
- 上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい耕作者が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

口座振替のすすめ

安全・確実・便利

● 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。

● 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。

● 稲敷農協、竜ヶ崎農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA竜ヶ崎（中央、西部、牛久、わかくさ、各支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出して下さい。

● 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。

● 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

・規模縮小 ・経営転換 ・農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

貸付

農地を借りたい

・規模拡大 ・新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-239-7131

■ ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからでも
アクセスできます。



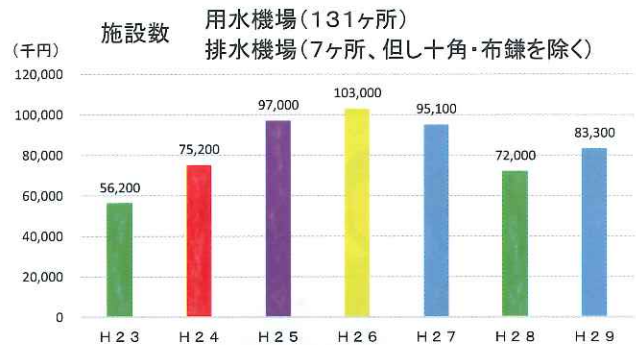
各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225



●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は、下記のとおり、平成23年度と比較すると概ね1.5倍の料金を支払いました。電力料金の値上げも現在は一定料金で推移しておりますが、経常賦課金の約1/3を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。なお、本年度も機場休電日を6月12日より7月31日までの毎週火・金曜日、8月から毎週火曜日、休ませていただきます。



●パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年発生している蛇口の盗難が未だ後を絶ちません。今年も管内全域で数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



水難事故から
子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物(電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々)があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

